



# 三重県公報

令和4年10月4日 (火)

第 351 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
615	保安林の指定施業要件を変更する旨	( 治 山 林 道 課 )	2
616	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	( 水 産 振 興 課 )	2
617	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 )	2
618	同件	( 同 )	4
619	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	5
620	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	( 同 )	6
621	同件	( 同 )	7
622	同件	( 同 )	8
623	同件	( 同 )	9
624	同件	( 同 )	10
625	同件	( 同 )	10
626	同件	( 同 )	11
627	同件	( 同 )	12
628	同件	( 同 )	13
629	同件	( 同 )	14
630	同件	( 同 )	15
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	( 税 収 確 保 課 )	16
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	16
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	16
	県営住宅の入居希望者の募集	( 住 宅 政 策 課 )	16
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	落札者を決定した旨	( 宿 泊 ・ 自 宅 療 養 プ ロ ジ ェ ク ト チ ー ム )	18
	同件	( 公 衆 衛 生 学 院 )	18

**告 示**

**三重県告示第 615 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
いなべ市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 616 号**

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 125 条の 6 第 1 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

加入区の名 称	区 域
特定のみ 木曾岬加入区	木曾岬漁業協同組合の地区
特定のみ 菅島・安楽島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島及び安楽島の地区

**三重県告示第 617 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）テックランドNew松阪店

松阪市久米町 1030 番地 1

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダホールディングス	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	山田 昇

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	上野 善紀

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 5 年 5 月 15 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,021 m<sup>2</sup>

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場 1	180 台	縦覧による
駐車場 2	51 台	縦覧による
合 計	231 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	33 台	縦覧による
駐輪場 2	15 台	縦覧による
合 計	48 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	25 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	25 m <sup>2</sup>	

- (4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	93.75 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	93.75 m <sup>3</sup>	

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダデンキ	午前 10 時	午後 10 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場 1	午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
駐車場 2	午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場 1	3 箇所	縦覧による
駐車場 2	1 箇所	縦覧による
合 計	4 箇所	

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 8 時から午後 10 時まで

- 7 届出の日  
令和 4 年 9 月 14 日
- 8 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 618 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ラ・ム一名張店  
名張市夏見字浅尾 23 番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 又は 名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名 又は 名称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司
未定	-	-

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 5 年 5 月 10 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,879 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	130 台	縦覧による
合 計	130 台	

- (2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場 1	55 台	縦覧による
駐輪場 2	28 台	縦覧による
合 計	83 台	

- (3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	112 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	32 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	144 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	6.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	10.5 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 3	5.0 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	21.5 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
大黒天物産株式会社	24 時間	
未定		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	出入口の数	位置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時から午後 10 時まで
荷さばき施設 2	

7 届出の日

令和 4 年 9 月 9 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 619 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス上地店

伊勢市上地町 4331 番ほか

2 伊勢市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

付近道路は、城田小学校、城田中学校の児童生徒が通学に利用しているため、登下校時に児童生徒が安全に通行できるように配慮すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

授業に支障の無いよう配慮すること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 施設から事業活動に伴って生じた廃棄物に関しては、市の一般廃棄物収集によらず、事業者の責任において自ら処理すること。

イ 再生利用等に積極的に取り組み、廃棄物の減量化に努めること。

(4) その他の事項

ア 伊勢市立地適正化計画における都市機能誘導区域外への誘導施設を有する建築物（商業施設）の新築にあたるため、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく届出を行うこと。

イ 伊勢市景観計画の一般地区における建築面積 1,000 ㎡を超える建築物の新築にあたるため、景観法（平成 16 年法律第 110 条）に基づく届出を行うこと。

ウ 道路を加工する場合は、道路工事施行承認申請書を伊勢市都市整備部維持課に提出し、許可を受けること。

エ 本出店に伴い埋設管等の占用を行う場合は、道路占用許可申請書を伊勢市都市整備部維持課に提出し、許可を受けること。

オ 計画地の雨水排水方法等については、伊勢市都市整備部維持課と協議すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から同年 11 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 620 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ生桑店

四日市市生桑町字桑花 154-1 ほか 20 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥

株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号	澤木 祥二
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号	町野 雅俊
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦

## 3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

## 4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

## 5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 621 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ笹川店

四日市市室山町字八反田 560

## 2 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
水谷 哲史	四日市市八王子町 294-1	—

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社ココカラファイン	神奈川県横浜市港北区新横浜 3-17-6	塚本 厚志
水谷 哲史	四日市市八王子町 294-1	—

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 622 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ大矢知店

四日市市大矢知町字下沢 979 ほか 15 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
西濃建設株式会社	岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野 128 番地	笹田 哲夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
西濃建設株式会社	岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野 128 番地	宗宮 郷

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 623 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ山城店

四日市市山城町字西大谷 760 番 1

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月4日から令和5年2月6日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第 624 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岡田ウイングショッピングセンター  
鈴鹿市岡田3丁目332番地4

- 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番1	神尾 啓治
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	作道 政昭
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	矢野 靖二

- 3 変更年月日

令和4年5月24日

- 4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

- 5 届出の日

令和4年9月15日

- 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年10月4日から令和5年2月6日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第 625 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ長太ノ浦店  
鈴鹿市長太栄町三丁目 1007-2 ほか

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 626 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ鈴鹿中央店  
鈴鹿市西條町 364 番地の 1

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社キリン堂	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号	寺西 豊彦

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 627 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿玉垣ショッピングセンター・ヤマダ電機テックランド鈴鹿店  
鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地ほか 61 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	竹谷 賢一
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号	竹谷 賢一
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号	石黒 靖規
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	上野 善紀

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目 22 番 7 号	石黒 靖規
株式会社スギ薬局	愛知県大府市横根町新江 62 番地の 1	杉浦 克典
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号	上野 善紀

3 変更年月日

令和 4 年 5 月 24 日

4 変更理由

2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。

2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。

5 届出の日

令和 4 年 9 月 15 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 628 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ亀山店

亀山市北町 6 番 8 号

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- 3 変更年月日  
令和 4 年 5 月 24 日
- 4 変更理由  
小売業者の代表者及び住所の変更があったため。
- 5 届出の日  
令和 4 年 9 月 15 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和 4 年 10 月 4 日から令和 5 年 2 月 6 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

**三重県告示第 629 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ亀山みずほ台店  
亀山市田村町字西谷 2 ほか 14 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番 1	神尾 啓治
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地	杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1	作道 政昭
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地	杉浦 克典
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	矢野 靖二

- 3 変更年月日  
令和4年5月24日
- 4 変更理由  
2(1) 大規模小売店舗設置者の代表者及び住所の変更があったため。  
2(2) 小売業者の代表者及び住所の変更があったため。
- 5 届出の日  
令和4年9月15日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月4日から令和5年2月6日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第 630 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年10月4日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ川越ショッピングセンター  
三重郡川越町大字高松37番地ほか
- 2 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番1	神尾 啓治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社	静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	作道 政昭

- 3 変更年月日  
令和4年5月24日
- 4 変更理由  
小売業者の代表者及び住所の変更があったため。
- 5 届出の日  
令和4年9月15日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和4年10月4日から令和5年2月6日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
2000券	漁船以外の船舶	62202510628～ 62202510632	5	令和 4 年 6 月 6 日～ 令和 4 年 11 月 30 日	有限会社猪島

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 4 年 9 月 6 日から同年 12 月 22 日まで
- 3 作業地域  
度会郡南伊勢町始神

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 9 月 16 日	いなべ市員弁町松之木字五軒屋 373-5	いなべ市員弁町北金井 1821 宮崎 奨 英
令和 4 年 9 月 20 日	三重郡菰野町大字宿野字北垣内 213-2 ほか 6 筆ほか	四日市市大矢知町 1638-1 有限会社オカモトハウジング 代表取締役 岡 本 文 浩

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 受付期間  
令和 4 年 10 月 4 日（火）から同月 31 日（月）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 4 年 12 月 7 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所  
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック	伊賀南部不動産事業協同組合 〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102
南勢ブロック・東紀州ブロック	三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブロック名	地区名	県営住宅名	戸数(優先戸数)
北勢 ブロック	川越	豊田一色(一般)	1
	四日市	高見ヒルズ(一般・単身可)	2(1)
		あこず(高齢者・単身可)	1
		あこず(一般・単身可)	1
		笹川(子育て向)	1
		笹川(高齢者・単身可)	1
		笹川(一般・単身可)	2(1)
		笹川第二(子育て向)	1
		笹川第二(高齢者・単身可)	1
		河原田(高齢者・単身可)	1
		河原田(一般・単身可)	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷(一般・単身可)	4(2)
		桜島(高齢者・単身可)	1
桜島(一般・単身可)		2(1)	
中勢伊賀 ブロック	津	千里(一般・単身可)	1
		白塚(高齢者・単身可)	2
		パールハイツ西丸之内(一般)	1
		船頭町(一般・単身可)	1
		結城(高齢者・単身可)	1
		結城(一般・単身可)	1
	伊賀	服部(一般・単身可)	1
	名張	蔵持(一般・単身可)	1
南勢ブロック	松阪	大黒田(高齢者・単身可)	1
		五反田(一般・単身可)	2(1)
		粥田(高齢者・単身可)	1
		粥田(一般・単身可)	1
		和屋(身障者)	1
		エスペラント未広(一般)	1
	伊勢	旭(一般・単身可)	1
		城田(一般・単身可)	1
		西豊浜(一般・単身可)	1
		五十鈴川(身障者)	1
		五十鈴川(一般・単身可)	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江(一般・単身可)	2(1)
	熊野	井土(身障者)	1
		久生屋(一般・単身可)	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚約者、同性パートナー及び内縁関係にあるものを含む。)があること(単身入居が可能な場合があります。)
- (2) 三重県営住宅条例(平成9年三重県条例第52号)第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ イに掲げる者の連帯保証人であった者

(4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 4 年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から 2 年を経過していないこと。

エ 県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年 4 月 1 日以後に受けた場合であつて、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から 2 年を経過していないこと。

(5) 地方税を滞納していないこと。

(6) 連帯保証人を 2 人立てること（連帯保証人が免除される場合又は連帯保証人が 1 人でもよい場合があります。）。

(7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

## 5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

## 特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1	特定役務の名称	令和 4 年度下半期新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等への物資配送等業務委託【単価契約】
2	担当部局	三重県津市広明町 13 番地 医療保健部宿泊・自宅療養プロジェクトチーム
3	落札者決定日	令和 4 年 9 月 15 日
4	落札者	三重県四日市市菅原町字南川原 21 番 1 日本通運株式会社三重支店 支店長 守田 英司
5	落札金額	入札価格 53,631,000 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和 4 年 8 月 2 日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 10 月 4 日

三重県知事 一 見 勝 之

1	特 定 役 務 の 名 称	三重県立公衆衛生学院空調設備改修工事
2	担 当 部 局	三重県津市夢が丘1丁目1番地の17 三重県立公衆衛生学院
3	落 札 者 決 定 日	令和4年9月7日
4	落 札 者	三重県津市雲出本郷町1805-25 三重シンリョー設備株式会社 代表取締役 別所 孝晃
5	落 札 金 額	入札価格 28,900,000 円 契約金額 31,790,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和4年7月26日

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---